## 会議録

会議の名称		第7回小金井市子ども・子育て会議		
事務局		子ども家庭部子育て支援課		
開催日時		令和5年7月5日(水) 18時30分から20時32分まで		
開催場所		801会議室		
出席者	委員	会長 倉持 清美 委員 会長職務代理 萬羽 郁子 委員 喜多 明人 委員 香月 香月 香月 西部 美紀 委員 水津 由紀 委員 福原 延和 委員 福原 延和 委員 宗片 匠 委員 宗片 匠 委員 大席委員 卑村 啓 委員 栗田小百合 委員 余木 隆行 委員 深井 園子 委員		
	事務局	子ども家庭部長 堤 直規 子育て支援課長 秋葉 美苗子 子ども家庭支援センター等担当課長 黒澤 佳枝 子育て支援係長 古賀 誠 子育て支援係 山下 真優 保育課長 中島 良浩 保育係長 清水 一樹 児童青少年課長 深草 智子 児童青少年係長 鈴木 拓也 学童保育係長 野村 哲也 児童青少年課主査 前田 裕女		
傍聴の可否		可		
傍聴者数		0人		
会議次第		<ul> <li>1 開会</li> <li>2 子どもオンブズパーソンについて</li> <li>3 子どもの居場所部会の報告について</li> <li>4 保育課報告事項</li> <li>5 児童青少年課報告事項</li> <li>6 「のびゆくこどもプラン 小金井」の進捗状況の点検・評価</li> <li>7 その他</li> <li>8 閉会</li> </ul>		
発言内容・ 発言者名(主な 発言要旨)		別紙のとおり		

	資料40	子どもオンブズパーソンの活動状況について
	資料41	子どもの居場所部会報告書
	資料42	小金井なないろ保育園に係る対応経過について
	資料43	保育施設整備に係る不適正事案への対応状況について
田 山 次 如	資料44	「のびゆくこどもプラン 小金井」事業進捗状況評価表
提出資料	資料45	事業進捗状況評価表に対する意見質問等(当日配付)
	資料46	出産・子育て応援事業
	資料47	妊娠時から出産・子育てまでの一貫した伴走型相談支援と
		経済的支援について
	資料48	放課後児童健全育成事業の入所児童数等について

○倉持会長 それでは、ただいまから第7回小金井市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日は、奥村委員、栗田委員、深井委員、鈴木委員から欠席の御報告を受けております。

それでは、時間が大分たちましたけれども、直ちに次第の(2)「子どもオンブズパーソンについて」を議題といたしたいと思います。

事務局から資料を提出いただいておりますので、説明を受けたいと思います。よろし くお願いいたします。

## ○児童青少年課主査 資料40を御覧ください。

まず初めに、去年度の活動報告のめどがたってからお集まりいただくことを考えていた子どもの権利部会ですが、前回、3月末に行った子ども・子育て会議から今回までの間に開催できず本日を迎えております。申し訳ございません。このため、本日は、権利部会からの報告ではなく、事務局から重点事項である子どもオンブズパーソンの活動状況について御報告をさせていただきます。

3月26日の子子会議では、令和5年2月末までの状況での御報告ということでさせていただきましたが、3月はプラス1件の相談がありまして、令和4年度としては29件となっております。最終的に、子どもからの相談は29件中15件、一番使われたツールは、全体ではメール、電話、面談の順でしたが、子どもに限ると、メール、面談の順でした。資料はちょっと御用意していないんですが、この29件に対する活動としては209件となっております。

普及啓発活動については、2は前回会議の報告の内容と変わりませんので、今年度の 状況について補足をさせていただきたいと思います。前回の会議で、オンブズの活動の 評価について、顧客満足度や周知効果などの意見があったかなと記憶しております。

周知効果についてですが、まず資料40の裏面3のほうで、先月、6月実施したキッズカーニバルの活動報告をさせていただきます。

6月10日、11日に開催されたキッズカーニバルにブースを出店し、子どもの権利 に関する条例を覚えてもらう内容のクイズを実施いたしました。もう梅雨入りが直後で、 曇天、雨天の悪天候ではありましたが、2日間で383人が参加をしてくれました。クイズに参加した数ということなので、親子連れでのお客さんとかということを考えると、立ち寄り数としては1.5倍ぐらいにはなってくるのかなと思っております。参加した子どもに、オンブズマークとか機関紙を見たことがあるかということを聞いてみたところ、小学生以上の参加者の大多数が、知っている、覚えているというような反応を返してくれたことから、学校を通じた配布物の一定の周知効果は確認が取れたところです。

また、今回、当日配布ということで、チラシとワークブックのほうを机上にお配りさせていただいておりますが、3月にも、できますよという御報告はさせていただいでいたところですが、子ども向けの子どもの権利を知るサイトを本年5月5日にオープンいたしまして、このチラシを5月中に全小・中・高校へ全校生徒配布を行いました。市のホームページを経由したアクセス数しか確認はできなかったんですけれども、5月の1か月間で849件のアクセス数を確認したところです。

今後の予定といたしましては、10月開催の市民まつりにも出店を予定しております。 また、本日お配りしましたワークブックを使いまして、2学期以降に市立小学校で6年 生向けに出張授業を全校実施しようと、今、調整をさせていただいておりまして、今後 も機会を捉えて子どもの目に触れるような周知をしていきたいと考えております。

顧客満足度についてなんですが、その後、事務局のほうで持ち帰り、検討をしてみましたが、やはり相談の流れとか相談者の気持ちを優先するような対応を取ると、どの時点でその子にとって相談室が役割を終える、もう大丈夫と思えるのかというところがちょっと読み切れない部分がありまして、一律に満足度調査などを実施するというのは難しいかなというところがございます。開設後の評価について、去年度、実質7か月活動した中では、ちょっと具体的な指標の設定というところまでは見いだせていない状況があります。

前回の本体会議のときにも事務局からお答えづらかった子どもの反応ですとか、そういったものをもし質問があればと思いまして、本日、相談・調査専門員も同席させていただいておりますので、事前回答、それと今日の質疑をもって、令和4年度の事業評価のほうをしていただければと思っております。今回も事前質問でたくさん御意見をいただいておりますので、評価可能な指標については引き続き子どもの権利部会で御協力いただきながら検討してまいりたいと考えております。

資料の説明は以上です。

○倉持会長 ありがとうございます。子どもオンブズパーソンの周知に努めていただいて、成果が 出てきているのかなというふうに思います。また、今日は相談員の方も来ていただいて いるので、この場で何か御質問があればぜひ質問していただきたいなと思いますが、い かがでしょうか。

私のほうからちょっと質問なんですが、参加者数だとか、あと、アクセスだとかを数字で示されましたけれども、それは予測したよりも多いのか、あるいは予測どおりなのか、どんなふうに考えていらっしゃるのかということをお聞きしたいと思います。

○児童青少年課主査 令和5年度の活動についての御質問だったかなと思います。キッズカーニバルに つきましては、前回参加したのがコロナ禍というところで、そこを参考にし、そのとき にはシールで貼ってもらうようなアンケートを当日やったんですけど、会場で80人ぐ らいの参加者だったので、両日で200行くかなというような予想の下、当日を迎えた ところ、予想数を1日目で超えてしまい、大盛況というような反応だったかなと思います。

サイトにつきましては、実際、つくったサイトそのままに飛べる方のアクセス数というのが、市のシステム上、ちょっと把握ができないところではありますが、全校生徒に配布した反響としてはかなりあったのかなと思っております。朝日新聞さんに5月に、読売新聞さんに本日、プレスというか、記事として掲載をしていただいたというところからも、関心の高さというのはうかがえたかなと思っております。

- ○子ども家庭部長 私も2日間見たんですけれども、全体として、キッズカーニバルが盛況だった上に、 シールを集めるような、スタンプラリーみたいなつくりがあって、その割当て分が、前 田さん、もともと200でしたっけ。
- ○児童青少年課主査 1日分、160。
- ○子ども家庭部長 それが、あっという間にはけてしまって、追加の供給を受けたけれども足りなくて、 全体的にも不足の傾向があったんですが、最後のほうはせっかく来ていただいてもその シールは差し上げられないという状態だったので、予想の1.5倍から2倍ぐらいという か、そういうふうに来ていただいたということですね。特に回答者が回せるガチャガチャが人気だったと思うので、そういう意味でも周知のほうにつながったのがよかったかなと。
- ○倉持会長 ありがとうございます。周知の効果が出ているようでよかったと思います。何か御質問は。せっかく相談員の方がいらっしゃるので。

- ○萬羽職務代理 すみません、ちょっと素朴な疑問であれなんですけれども、相談事業のところで、子 ども本人と保護者の方からの相談というのが、割と1対1ぐらいというか、6対4ぐら いで、比較的どちらも多いのかなと思ったんですけど、内容であるとか、ケースの回数 というのは、子ども本人からのものと、保護者の方からというので結構違うものなのか、 同じようなことなのかとか、その辺りをちょっと教えていただけたらうれしいです。
- ○児童青少年課主査 ありがとうございます。今、活動報告書を9月発行に向けて取りまとめていると ころではあるんですけれども、その中で分析している中ですと、まず、半分が子どもか ら直接初回に会えている。それ以外に積極的に、親から、大人からだけども、子どもに つながろうとした結果、全体の7割程度は子どもに直接つながって、お話を聞く機会を 設けることができたかなと思います。そういった形で、大人から来た場合、子どもにつ ながるまでに回数が重なったりということもありますので、子ども本人からの場合はか なり対応回数が、それでもケースによってかなり違うんですけれども、数回、1回とか で終わるケースが結構あったかなと。本当にこれは、大人から入ったから、子どもから 入ったからというよりは、そのケースが、例えば学校対応だったりとかという話になる と、学校への訪問で1回とか、それの報告を保護者に返すとかで1回とかという形で活 動回数が増えていくので、全体的には増えていったりというようなものもありました。 (3) のケースごとにおける活動回数といううちの11回以上というのは、大人からの
  - ほうが多かったかなという印象です。
- ○萬羽職務代理 ありがとうございます。どういうふうに広がっていくかとか、どういうふうに相談さ れていくかというのが、ちょっと私も不勉強でイメージができなかったので、もし今後 機会があったら、フローチャート的に、こういうふうに解決していきましたよみたいな ところもどこかで教えていただけたらうれしいなと思いました。
- ○児童青少年課主査 ありがとうございます。補足になるんですが、活動報告書のほうで、具体的な事 例を基に、プライバシーが守られるような形で編集はかけていますが、3つの事例につ いて、メールだけで終結というか、見守りが続いているケース、学校などに訪問して解 決までというケース、それと、相談員が何度も連続というか、定期的に子どもに会って 話をすることで本人が大丈夫と思えたようなケースというようなものを事例紹介として 掲載する予定ですので、できあがりましたら皆様にも御報告させていただきたいと思っ ております。
- ○倉持会長 ほかにはいかがでしょうか。

- ○石倉委員 とてもすてきな取組なので、子どもにとってはいいと思うんですけど、周知の方法って、資料40に書いてあるとおり、朝礼でとか。要するに、広報啓発事業とあるんですけど、ちょっと見ていたときに、このようなチラシをもらわないと、QRって、行けないじゃないですかとか、子どもが。あと、市のホームページのトップにバナーがあるわけじゃないので、結構深いところにあって、何かそういうところに工夫とか、例えばSEOをやって上位に出るように、今、ぱっと、「子ども、小金井、相談」とかすると、子ども家庭支援センターが一番初めに出てくるんです。そうすると、子どもたちって、そこを見たときに、あれみたいな話になっちゃったりとかするんで、何かそういった。あと、子どもって、うちの子どもも小学生、中学生になりましたけど、普通にLINEとかをずっとやって、中身を見ると、結構おぞましいやり取りが結構あったりすると、やっぱりSNSって子どもは絶対見ていると思うので、ツイッターとかで少し拡充するとか、そういったような、いわゆるウェブとかでもっと広げていくというところの何か施策みたいなことを考えていらっしゃるのであれば教えていただきたいなと思います。
- ○児童青少年課主査 ありがとうございます。おっしゃるとおり、今、インターネット上というか、ウェブ上での周知啓発も含めて、動画とか、そういったコンテンツが、紙ベースではなくて、オンライン上に広がってきているのかなというところは、特に子どもの世界はあるのかなと感じています。おっしゃるように、今、市のホームページのトップ画面からは飛べない形になっておりまして、折を見て、バナーですとか、トップページの一番上にある、ブランディングスペースというんですけれども、あの辺りに子どもの権利サイトに飛べるようなバナーを載せたいなと思っているんですが、ちょっと手が足りず、まだ後手後手になっているところはあるかなと思っています。権利サイトの、いい取組なので、それをSNSで気軽に拡散、リツイートできるようなボタンとかも置けないですかとかという御意見とかもほかのところからもいただいておりまして、ちょっと私のスキル的に今すぐは難しいんですが、今後そういったところも含めて対応はしていきたいなと考えています。令和5年度は、取り急ぎ、トップページのバナーは掲載する方向で検討しております。
- ○石倉委員 ありがとうございます。
- ○子ども家庭部長 ちょっといいですか。違っているところがあったら補足してください。石倉委員の おっしゃったウェブとかの拡充というのは、その辺は工夫が必要だと思うので、今、主 査のほうからあったような取組をしようと。ただ、その上で、僕も金曜日午後とか行け

るときは行って、オンブズの先生方の話を聞いているんですけど、やはり相談は顔が見える関係が必要だということで、学校とかのほうに行って知っていただくというのにオンブズの先生方も重点を置いているという印象です。また、直に来る相談のほうで、小学校4年生、メールとか電話はまだ自分のものが使えない。そういう子たちの相談もあるので、そういう顔がつながる関係で来てくれるようにというのも取り組んでいるということもちょっと出ています。

- ○石倉委員 おっしゃるとおりで、ウェブだけがいいわけじゃなくて、こういったツールって絶対 必要だと思っているんです。やっぱり子どもが帰ってくると、まずきちっと出せという 感じで、こういうのは親が知ることもいいですし、紙媒体って絶対いいことだと思って いるので。手元にあって、すぐ見れるって、絶対いいと思うので、印刷代もかかります けど、これはこれでと思いつつ。申し上げたのは、やっぱり小学校高学年になると、 我々大人がびっくりするぐらいデジタル適応が高いので。子どもたちって本当に。なので、おっしゃるように、年次に応じて触れる機会というのが変わってくると思うので、 そちらのほうも拡充すると、もっといいかなと思って御意見申し上げた次第でございます。ありがとうございます。よろしくお願いします。
- ○児童青少年課主査 ありがとうございます。
- ○倉持会長 ほかにはいかがでしょうか。
- ○喜多委員 まだ初年度、立ち上がったばかりのオンブズで大事なのは、やっぱり周知するというか、特に子どもたちに周知していく方法として、どうも子どもオンブズパーソンという名称をそのまま使うことは子ども側から見るとすごく使いづらいんじゃないかという感じがするんですね。ほかの地域では大体、愛称とか略称みたいなものをつくっているので、どうかなということを意見書でも書かせていただいたんです。それで、子どもから愛称が欲しいというのを言ってくるまで待つという御回答をいただいているんですけれども、それは無理じゃないかと。せめて愛称を、子どもオンブズパーソンで、君たちが使いやすい名前にしたらどうかというふうに思うんだけど、どうですかぐらいの投げかけぐらいしないと、子どもの側は愛称が欲しいというふうに直接は言ってこないんじゃないかと。せっかく今、普及が、相当広げているわけですから、何か存在感みたいなものを示す、特に子どもたちにとって存在感を示すような愛称があるといいなというふうに思うんですけれども、御検討くださいというだけです。
- ○倉持会長 今後御検討いただけたらと思います。

○檀原委員

学校の代表として、今、参加しているので。昨年の夏休み、8月の下旬に、本校が、夏季施設というか、林間学校で行ったときに、たまたま公衆電話の話になって、使ったことがあるよと6年生が言うものですから、どうして使ったのと聞いたら、オンブズパーソンの電話で使ったという話を聞いて。そこで、いいアイデアだなと思ったんですね。このオンブズパーソンを広めるに当たって、スタンプラリー形式を使って、電話をかけると何かといろいろやっていますけど、実は子どもたちはこのオンブズパーソンの、まず連絡をするというスタイルに慣れるということに結構はまった子もいて。それで、実は本校は去年の2学期に、困ったことをオンブズパーソンさんのほうに相談して、学校訪問を何度か受けたことがありました。子どもたちが不安なことをどこかが受皿になって相談する窓口をつくっておくということは、今、自殺の問題もありますし、とても大事だなと思っているところです。

学校では、教育委員会からの指導もあるわけなんですけれども、6月と11月と2月には、ふれあい月間ということで、子どもたちが相談できる相手とか相談する窓口をとにかく誰でもいいから知らせてやっていきましょうということで、学校でアナウンスをしています。私の6月の学校便りの巻頭言の中には、5月に小金井市のこういった相談のサイトが新しくなったということで、QRコードを載せまして、そこをクリックすると動画が見れるようにして、子どもたちが自分で相談の仕方を学べるようなことを意識して知らせているんですけれども、ほかの学校でもそういった情報を流していますので、結構周知されているのかなと思います。

今、喜多委員のほうからもありましたけれども、子どもの中には結構オンブズという 言葉が浸透していまして、「相談したいことがあったらオンブズに相談しようかな」な んていうことをたまに学校から聞くこともあったりすることもありますので、結構親し みが取れている子たちが多いのかなという印象は持っているところです。

- ○倉持会長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。せっかく相談員の方がいらして いるので、小金井の子どもたちにとって相談員がどんな存在になっているとお感じになっているのかというのをちょっとお聞かせいただけたらと思います。
- ○相談・調査専門員 今、メールとか面談とかをやっていて。電話もありますが、主にメール、面談が多いんですけれども、お子さんが来て、聞いてほしいというふうにいらっしゃって、こっちもそれを受け止めて聞くというところで、その場ですぐ解決したかというと、ちょっとまだ分からない。けれども、話したことで、子どもの問題をまた振り返ったり、見

つめ直したり、ああ、こういうこともあるのかみたいなふうにちょっと考えてみたり、こっちのほうも、こういうこともあったよとか言うと、ちょっと気持ち、ああ、そういうのもあるんだねと。やり取りをすることで、そこで何かエンパワーメントということにつながっていっているように、相談員として身近に子どもたちと会っている身としては感じています。そういうもやもやしたこと。特にメールとかだと、もやもやした気持ちを誰にも言えなくてとかで、ここに吐き出してみたいというところでつながっていたりして、こういうところがあってよかったというふうに声も聞こえたりとかですね。そういうところでは、相談員としては、やりがいといいますか、そういうものを感じながら、よかったなと思いつつ、そういうふうな存在としてずっと機能していきたいというか、やっていきたいなと思いつつ、日々過ごしています。

○倉持会長 ありがとうございました。とても小金井市の子どもたちにとっては大切な機会になっているかなと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

そうしたら、次の議題のほうに行きたいと思います。次第の(3)「子どもの居場所 部会の報告について」を議題といたしたいと思います。

萬羽部会長のほうからお願いいたします。

- ○萬羽部会長 資料41を御覧ください。子どもの居場所部会の審議内容の報告について、まとめました。表のほうはかがみ文でも書かれていますので、裏面のほうを読み上げさせていただきます。御覧ください。
  - 1、この間の経過。令和3年9月15日付「小金井市子どもの居場所づくりの推進に関する指針」に基づき、小金井市では子どもの居場所づくり補助事業を開始しました。 事前に開催した小金井市子どもの居場所づくり事業連絡会には、多数の参加団体があり、 その中から令和4年度は10の団体から申請がありました。今後、子どもの居場所づくり 前期事業をさらに発展させていくため、実際に令和4年度から子どもの居場所づくり 事業を始めた団体の方から御意見を伺いました。これらを基に部会で検討したことについて、次のように要望します。
  - 2、要望。子どもの居場所づくり補助事業では、子どもの居場所事業を始めたいと考えている方や事業を始めた方に対する支援をさらに充実させていく必要があると考えます。そういった方々の支援体制の充実を要望します。具体的には、次のようなことが必要だと考えられます。(1)子どもの居場所事業を始めたいと考えている方と子どもの

居場所事業を実施する場所を提供してもいいという方とのマッチングの支援。 (2)子 どもの居場所事業でボランティアスタッフを募集している団体とボランティア活動を行いたい方とのマッチングの支援。 (3)子どもの居場所事業に参加したい子どもやその保護者への子どもの居場所づくり補助事業団体の紹介をするなど、居場所の周知への協力。

- 3、その他。本事業を運営する小金井市及び事業に参画する団体に対して、既存事業の支援が届いていないニーズを把握するために常にアンテナを張っていく必要があるという意見もありました。
- 4、施策提言。上記の要望を満たすため、行政と団体が円滑につながり、情報交換できるような中間支援組織の構築もしくは既存組織の活用が必要と考えます。行政、団体、中間支援組織、三者の協力体制を模索しながら、さらなる子どもの居場所づくりの充実を求めます。

ということで、この間に、1の経過のところにも書いてありますが、実際に居場所づくり補助事業を始めた方からも御意見を伺い、それを基にちょっと補助事業の発展の形というのと、あと、それを運営する小金井市として、前回の居場所部会の報告のところにも上げてはいたんですが、中間支援組織の体制づくりというのを進めていくということを施策提言としてまとめたという形になります。

報告は以上です。

○ 倉持会長 ありがとうございました。この間、子どもの居場所部会は審議をされて、このような 報告書を提出していただきましたけれども、御質問などはありますでしょうか。既にお 目通しいただいていると思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、本報告に承認いただいたと思いますが、それでよろしいでしょうか。 (「はい」と呼ぶ者あり)

○倉持会長 ありがとうございます。こちらについては、後日、市へ送付するということにいたします。

以上で次第の(3)のほうを終了したいと思います。

次に、次第の(4)「保育課報告事項」を議題といたします。

事務局から資料を提出していただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○保育課長 それでは、保育課から3点御報告をさせていただきます。

1点目ですが、こちらは資料はありませんが、令和5年4月1日現在の待機児童数に

ついてです。こちらは口頭での報告となりますが、令和4年4月1日の待機児童数は1 1人であったところ、令和5年4月1日において待機児童数はゼロ人となりましたので、 こちらは口頭で報告をさせていただきます。この間の保育施設の整備、保育園の開設に よって保育定員の増加に取り組んできた結果と考えておりますが、新型コロナウイルス 感染症の感染拡大以降の出生児童数の減少傾向もありまして、市内保育施設において定 員の空きが生じている実態もございます。引き続き、保育定員の適正化が新たな課題と なっている形となってございます。

続きまして、資料42を御覧ください。こちらは、小金井なないろ保育園に係る対応 経過についてということでございます。本件は、令和5年4月に小金井なないろ保育園 の職員の大半が一斉に休む事態が起きまして、休園及び一部退園という状況となった事 案の報告となります。

1では、この間の主な対応経過として、令和5年3月以降、対応経過の日時及び概要を記載しております。

2では、在籍児童数の状況を表でまとめておりまして、令和5年4月1日現在、在籍 児童数76人であったところ、転園などにより、令和5年6月1日現在、在籍児童数4 2人となったものでございます。

3では、この事案に対する緊急対応としまして、市内の公立保育園5園で実施いたしました緊急預かりの実績をまとめております。実績としまして、令和5年4月は合計で15人、令和5年5月は102人の受入れを行った次第でございます。

4では、小金井なないろ保育園の在籍職員数の状況を表でまとめております。なないろ保育園自体は認可定員80人の施設であり、そちらの定員に対する必要職員数と令和5年6月の在籍児童数に対する日々の保育に必要な職員数、そして令和5年6月の配置予定職員数をそれぞれ記載しております。資料のとおり、令和5年6月1日現在の在籍児童に対する日々の保育に必要な職員数の確保は確認できておりますが、認可定員80に対する必要職員数の確保はできておりませんので、市として、引き続き、こちら、法人に対しまして認可保育所として適切な職員体制を確保するよう求めるとともに、利用児童の保育が安全・安心に行われるよう適切に対応を進めてまいります。

続きまして、資料43を御覧ください。保育施設整備に係る不適正事案への対応状況 についてでございます。資料では、直近の株式会社コスモズさんから市への報告及び市 の対応の経過を表にまとめてございます。本件は、民間事業者による市内の保育施設整 備、保育園の開園に伴う施設整備の補助、こちら、事業者に対して交付している補助金 について、過大な受給や支給のミスがあった事案となります。

1の株式会社コスモズについては、新聞報道をきっかけに施設整備の補助金を過大に受給している疑いが生じ、市での再調査の実施を行い、株式会社コスモズに対して本件事案の原因究明と対応、及び同社が小金井市内で運営している保育施設において、そういった補助金の不正または過大な受給がなかったかについて調査し、文書で報告を行うことを求めております。しかしながら、現時点においても、株式会社コスモズから市への報告書は提出されていない状況となってございます。

2の保育課再調査でございますが、株式会社コスモズの事案を受けまして、ほかの保育施設整備、株式会社コスモズ以外の事業者による保育施設整備においても同様の事案がないか、平成28年度以降に行われた認可開設または定員増に伴う施設改修、こちら、補助を行った全32施設を対象に調査を行いました。その結果、株式会社コスモズを含めて8事業者10施設において、補助金の過大な支給、約4,000万円程度の可能性が判明した事案となります。現在、資料としまして、再調査を行った事業者に対する対応状況をまとめておりますが、運営事業者、開設の事業者との協議及び確認を進めておりまして、対象外経費の確定を行い、過大に交付した補助金を確定することを最優先として、事業者との協議に取り組んでいる次第でございます。

報告は以上となります。

- 倉持会長 ありがとうございます。事務局から御説明いただきましたが、御質問ありますでしょうか。
- ○子ども家庭部長 1点だけ補足をよろしいでしょうか。すみません。資料43のほうでございます。 こちらは厚生文教委員会、議会のほうに御報告したものなので、5月で止まっています が、6月26日にも資料等の提出の内容で文書を出しています。ただ、それについて、 保育課長から申し上げたとおり、現時点で応答がないという状態で、今後の対応を考え ているところです。
- ○倉持会長 ありがとうございました。
- ○谷村委員 今日この2つがすごい大きな話なのかなと思っていたんですが、1つ目のなないろ保 育園のほうからなんですけど、なぜこうなったのかという原因がここに記載されていな いんですが、そこら辺の見解をお伺いできますか。
- ○保育課長 原因については、私ども保育課のほうも、職員さん、法人本部さんとお話をしました。

特に4月の下旬については、市のほうとして権限を多少超えた部分もあるかもしれませんが、職場に復帰していただけないかという説得も私どものほうからもした次第でございます。結果としまして、そのお話の中で、施設内の設備が故障していたりとか、そういった部分も含めて、子どもを安全に保育できないことが主な理由というような形で職員さんたちがおっしゃっていた部分を聞き取りをしております。

しかしながら、私ども、このお話があってすぐ現場にも入りましたし、その後、保護者の方と、職員さんが指摘した施設の不備というのも一緒に見て回りました。私ども、市の立場としまして、認可保育園を閉めなければいけないほどの重大な故障、瑕疵があるような施設の状況ではなかったところは確認をしてございます。ですので、職員さんのほうに聞き取りをしたところの施設の不備とか、そういった部分については、職員さんの主張というか、御意見は承りましたが、私どものほうとしては、それは認可保育園を開けられないほどの施設の不備があったとは確認が取れていない状況になります。

併せて、最初相談があったところで人間関係というところがございましたが、明確なパワハラ等のところについては確認が取れておりません。聞き取る中で、職員さんのほうが、自分たちが話をしたいけれども、うまく法人の本部のほうが話を聞いてもらえなかったとか、そういった業務上のやり取りについての不満みたいなものについては聞き取りはできましたけれども、そちらが即、子どもの安全な保育ができないというところにつながる部分については、確認が取れておりません。

ですので、私どもとしまして、また法人のほうとの聞き取りをして、やり取りをしており、議会でも答弁しておりますが、なかなか原因というのが確定的にはならなかったかなと思ってございます。職員さんのほうの聞き取りの中でも、主張が、お休みをされる理由のところとかはちょっと矛盾するような部分もありましたので、私どものほうとしては、原因の確定がなかなか難しかったというのが現状となってございます。実態としまして、私どもは職員さんたちに直接仕事に戻りなさいとかそういった部分ができる権限はございませんので、あくまで私たちは法人に対して指導していくという形で今回の事案に当たりましたが、その中で、原因という部分については、御質問の部分、繰り返しになりますが、法人にも聞き取りをしましたし、職員さんにも聞き取りをしました。法人さんと職員さんと市のほうの三者でもお話をしましたが、原因というところについては、私どものほうとして、認可保育所を閉めなければいけない原因というところは強く確認が取れなかった部分になります。ですので、報道等でもありましたが、人間関係

の部分というところが大きかったのではないかという推測はありますが、それは認可保 育所を開けられないという状況には結びつかないかなというのが私たちの見解でござい ます。

○谷村委員

そうすると、対策の取りようがないというのが正直なところですかね。再発する可能性があるも何も、原因が分からない以上は、どう解決するかというのも特にはないというのが、今、実態というところですか。

○保育課長

私どものほうでは、今回のお休みは手続にのっとっていない。ストライキとかであれば労働法とかそういった形で手続を段階的に踏んでやられるものなんですけれども、そういった手続を踏まずに一斉に、4月18日の夜に、法人に対して、13人中10人の方が、あした出勤しないという連絡を入れる。で、実際、19日出勤しない。法人は対応ができなくて、19日は全園閉めてしまうという事案でしたが、そういうストライキの手続も踏んでいない部分のところで、事業者としては今回対応がもうできない。ですので、おっしゃるとおり、同じような案件が出たとしたら、このやり方をやられてしまうと、保育園に限らず、どんな会社も事業としては非常に苦しいかなと思ってございます。

ただ、職員さんとも、私、ヒアリングをしましたし、こういうストライキじゃないやり方というのは非常にいろんなリスクがあります。私ども市のほうにも、こういう休み方を認可保育所の保育士さんがやっていいのかという苦情も受けております。そういった部分で、今回の職員さんたちがお休みされたやり方というのはすごくリスクがあるようなことは職員さんとお話しするときに私どもも伝えて、ストライキとかという手順にのっとってというのは考えられなかったのかというところをお話ししたところ、そういったのは思いつかなかったというようなこともありましたので、これは議会で一部の市議の方からも言われましたが、そういう労働法というか、働く者としての知識のところが足りなかったんじゃないのかという御指摘も受けておりますので、そちらにつきましては、民間保育園の園長会とかで、事案として、この説明と同様のものをお話をしておりまして、私どもは、各法人さんで雇用している新人研修の保育に関係ない社会人、働く者としての部分について踏み込んで、こういう研修をやりなさいと、保育の研修ではない部分に踏み込むところというのはなかなか難しいですけれども、事案を紹介しまして、結果として、今回そういうお話があった部分もありますので、各法人さんでの新人採用というか、新たな採用の部分での研修とか、そういったところに参考にしていただ

きたいというのはお伝えしているところでございます。

○水津委員 基本的に、認可保育園の職員というのは、組合というのは持たないですよね。

○保育課長 企業によって労働組合をお持ちかもしれないですけれど、今回の該当園は組合という のはない施設です。

○水津委員 そうするとなると、例えば、これだけ民間保育所に頼って、定員を増やして、保育を拡充したわけですから、その辺のところの職員に対する連合じゃないけど、そういうようなことの指導とかというのもあって、保育士の労働を守るために何かそういう手だてみたいなものを。だって、難しいじゃないですか。10人とかしかいないような職員の中で、じゃあ、ストライキだと言って、そんなことができるのかということもあるし、それを通したらどうなったのという問題もあると思うんです。だから、そうならないように、横のつながりというかな、労働権利があるということを分かるようなシステムみたいなものが、それこそ保育業界においてもないと、本当に何か私、胸が詰まるんです。自分も保育士だったから、そういう現場で、目の前の子どもを置いてまでも、休んででも抗議をしたかったということが事実だとするならば、そこはどうやって救ってあげられるのかといったときに、小さな保育所が頑張るんじゃなくて、やっぱりそれは行政としてもそういう指導というものがあってしかるべきじゃないかなと思います。公立を少なくして民間保育園でやるならば、そのぐらいのことはしないと民間保育園が持たないと思います。

○保育課長 行政として、民間保育園で働いている方の労働組合的な部分というのはなかなか権限 的に関わりにくい部分がありますが、働く上でという部分できちんと、保育課の立場と しましては、やはり保育園の運営という部分で法人に対して指導できる部分があります ので、直接職員さんたちに労働組合云々というよりは、法人に対する指導をして、こちらの事案については教訓としまして取組をやっていきたいと考えております。

○子ども家庭部長 今回の件はなかなか苦しいと思っています。やっぱり市内に園が増えていらっしゃいますから。こちらにも園長先生方もいらっしゃいますが、基本的には、運営法人の方と園の先生がコミュニケーションを取って、それぞれお互いに言いたいことがあったとしても、それを日々解決しながら、よい保育に当たっていらっしゃれたと思います。そこはまず御理解いただきたいと。

そういう意味で、今回、小金井でここまでの事件が起きたというのが大きいニュース だったんです。その上で、やはりこういうことがあると、保育と、子どもたちに影響が ある。ましてや、国の制度として、委託料という補助制度をやっていますので、任意事業だというだけでは済まないというのもあるので、その辺は円滑に、園のほうでふだんからきちんとやっていらっしゃるというのを基本としながら、園からの相談を市としても受けるとかというのを含めて、支援ができるように考えていく必要があると思います。また、今回は公立園で緊急預かりを。あれは本当に事態が勃発して翌日の公立園長会で相談して、子どもたちのためにということで、公立園長たちも、人が足らなかったりするんですけど、受けてくださったんですが、民間の園から緊急預かりの協力のお申出をいただいています。ただ、国の制度としてもお金の精算とかをどういうふうにやるのかという仕組みがないので、そこを構築しなければいけないという中で、6月、援助が減った園児に対して一応必要な保育施設がそろうということで、緊急預かりの必要がなくなったということなんですが、引き続き、そのありがたいお申出も含めた仕組みづくりというのも少し考えていく。今、考えているところですので、そういう形で対応していきたいと考えています。

○倉持会長 ありがとうございます。保育士の働き方、横のつながりをつくって、何かそういう仕組みとかもうまくできればいいんじゃないかなと思います。保育園も横のつながりみたいなものができれば、こうした悩みも早く解決できたのかもしれない。今回のことを受けて、また何か新しい仕組みをつくるようにしていけたらいいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかにはよろしいでしょうか。

- ○宗片委員 今回みたいな、職員さんが急に出てこなくなるとか、あるいは法人が急に経営が行き 詰まって、もうあしたから園を休園しますとかって、ニュースでもあって、どうやった って、起きなくすることはできないと思うので、じゃあ、起きたときにどうするかという対応策を考えておくというのがやっぱり必要なんじゃないかと思って。今回、たまた ま公立園に空きがあったとかそういう話があったと思うんですけど、緊急対応時のマニュアルみたいなものって、今回のを踏まえて、つくっていくとか、そういう話とかって あるんでしょうか。
- ○保育課長 通常のマニュアルという部分。今回の事案は、申し訳ないんですけれども、想定外のパターンですね。先ほど子ども家庭部長も申し上げましたが、国から委託費を受けて認可保育所として運営している事業者の保育士さんが、ストライキ上の手段によらず、一斉にお休みを取ってしまった。想定していなかった事案になりますので、その想定して

いなかった部分については、私どもとして、今後対応のマニュアルというか、事態が起きたときに助け合える。先ほど申し上げましたが、公立保育園のほうで今回受入れをやりましたが、どうしても人員体制とかスペースの関係で、各保育園 2 人ずつの掛ける5園で1日最大10人の受け入れ態勢だったんですね。そうすると、約80人の施設のなないろ保育園さんで、結果として、日々家庭保育のお願いをやっている中で、登園をしていたのが大体50人弱。約30人ほどは家庭保育だったり、公立保育園の緊急預かりのほうに流れていただいたんですけど、30人ほどを全部公立保育園で受け入れられたわけでもないんです。そう考えると、マニュアルというよりは、本当に起きてしまったときに、ほかの園での、今回の事案ですと緊急預かりというのが公民問わずにどういう形でスキームを準備しておくかという形が課題かなと思ってございます。ただ、理想を言いますと、二度と起きてほしくない事案になりますので、そのスキームは使わないにこしたことはないとは思ってございます。

○宗片委員

私がマニュアルと言ったのはスキームのほうの話で、多分マニュアルを幾ら準備して も起きてしまうことは起きてしまうので、また想定外の何かが起きるかもしれないとい う意味では、やっぱり緊急の預かりとか受入れをできるように、事前に、どれだけどの 保育園に空きがあって、こういうときは民間のほうに預けられますとかという体制を整 えておくという意味で、それがマニュアルなのか、体制なのか、スキームなのか、言葉 はあれですけど、そういうことを事前にしておくと。今回も多分急に来たので、しよう がないからまず公立園から。で、民間園が協力してもらえるという声があったから、そ っちでも預けられそうだという話だったんですけど、最初から、こういうときには何か 民間と公立で協力して、こういう枠を、今これぐらいあるねというのを常に分かりなが ら、何かあったらそっちに流すというような仕組みがあるといいなと思ったのが。あっ たらいいなというか、それは起こさないようにはしますけど、絶対起きないということ はないと思うので、起きたときにどうするかという対応策というのは何かあったほうが いいのかなと思うのと、市が介入できるのって公立園になってしまっていて、民間園が 何かあったときに、結局手が入れられないという話だと、公立園の廃園とかありますけ ど、あれはしちゃったときに、今回の、もし廃園して2園しかなかったら、本当に受け 入れなかったんじゃないかなと思うと、じゃあ、そこをどうするんですかという意味も 含めて、民間園にいつでも協力してもらえるような体制をちゃんと整えておかないと、 また同じことが起きたら、公立園はもう2園しかないので、すみません、ごめんなさい

となってしまうんじゃないかなと思うので、何かその辺を含めて、やっぱり公民で連携してやりましょうという話を昔から多分していると思うんですよね。連携して、ちゃんとやるから公立園はなくしていきましょうという話であれば、そこの連携をどうやって強化するんですかというほうをきっちり議論して、そういう体制を整えてほしいなと思います。よろしくお願いします。

- ○谷村委員 起きてほしくないと、すごい思うんです。水津さんがおっしゃったように、多分保育 士さんのほうもいろんな思いがあった中で、今回こういう決断になったと思うところを 考えると、ちょっとここから先は僕の推測なんですけど、保育士さんを含めて、檀原さんに申し訳ないですけど、小学校の先生とか、あと、そういうたぐいで働かれている方の待遇って、昨今、多分すごいいろいろ問題になっていると思って。で、今回起きたことって、ちょっとしたトリガーでしかなくて。施設の一部が破損していたとかというの は感情的なトリガーでしかなくて、根本的なところで多分いろいろと負荷が高いお仕事を皆さんされていた中で起きたんだろうなと思っています。ちょっと推測なんですけど。その中でいくと、子どものオンブズパーソンが今できましたけど、そういう施設で働かれている方のオンブズパーソンみたいなものも既に必要な事態になっているのかなというのが僕の感想です。
- ○倉持会長 ありがとうございます。本当にそういうものがあると働きやすくなってくるかもしれないですね。それに当たるようなものはあるんですか。
- ○保育課長 保育現場の職員のオンブズというか、そういったたぐいというのはなかなか難しいか なとは思っています。
- 倉持会長 ただ、やっぱり起きてほしくないので、それへの対策というところで、今言っていた だいたようなことも参考にしたらいいのかもしれないなと思います。
- ○谷村委員 関連して、そのときに、結構保護者に対するアンケートってあると思うんですけど、 職員さんに対してアンケートとかというのはできたりしないのかなと思っていて、公立 園で毎年アンケートをして、何か満足度が下がってきたねとか、施設に対する不安が増えてきたねと見れば、そういうところで問題が起きそうだなと何となく感じ取れると思うので、職員さんにもちょっと同じようなことをしてとかすると、何かこの園はちょっとやばいかもとか、何か大丈夫そうだなとかというのがあったらいいなとか思ったりも するんですけど、そういう仕組みは難しいですか。
- ○保育課長 現状は難しいのと、各施設で第三者評価という形で、利用者だったり、働く職員に対

する調査というのはやれる仕組みがありますので、第三者評価自体は各園さんで受けていただく形になっていますし、そういった結果は公表をされている状況にはあります。ただ、その第三者評価の結果とかアンケート、そういった中で意見とかが出ていますけれども、それが何につながるかというか、じゃあ、その結果を受けて今回の事態が想定できたかというところは、すみません、お答えが非常に難しいなと。予兆をどうそういうところから拾うかというところはなかなか難しいのと、先ほど谷村委員からもおっしゃっていただいたんですけど、私、今回、法人さん、職員さん、非常に長い時間、事が起きて、お話をしましたが、感情的な部分のトリガーがあったというのは節々で感じておりますので、その感情の部分がそういった事前のアンケートとかで拾えるかというところに難しさもあるというのが、すみません、私個人の率直な感想となります。

○谷村委員

そういう意味ではというか、保護者は結構感じていると思うんですよね。職員体制の配置に不安があるとかって。やっぱり預けていると、あれ、何かだんだんと職員さんが減ってきたなとか感じ取れるので、本当は保護者の声を。多分、保護者って、結局、園と保護者の関係になってしまって、本当は市に言いたいんだけどという。なかなかどう言ったらいいか分からないとか、言う窓口が分からないとかという話を聞いたりもするんですけど、その辺って、何か窓口があったりするんでしょうか。

○保育課長

まず、職員体制については毎月確認をしているのと、今回のなないろ保育園さんは基準以上の職員さんが4月1日時点でいたのも確認を取っていますので、利用者の方が送迎時に見える職員と、実際日中の保育のところの体制というところはどういうふうな印象を受けられるかというのは、今回のケースで、いないんじゃないかというようなお話は保護者の方からありましたけれども、実態としては、勤務は10人の方が一斉にお休みをされるまでは確認は取れていたのは把握はできています。そういった保護者の方からの御心配な声等があれば、当然、保育課で承っておりますし、そちらについては法人の運営事業者等に対して私どものほうでそういった相談を踏まえた上で話をしていくというケースは多くございます。それは職員体制に限らず、保育内容についてもそうです。

○石倉委員

先ほど課長がおっしゃっていた、民間の保育園に行くお金のほうのというのがあって難しい。今回、公立にお願いしましたという感じで、そこはできる仕組みはつくっていただきたいなと思いまして。人の話は、もうおっしゃるとおりで、分からないんですよね、多分。だけど、もう1個の話。多分、資料43とかは、はっきり言うと、読んでいて、何だ、これはという世界なんですけど、なぜかって、こういうことが発生するって、

もう1個のリスク、倒産するというリスクがあると思うんです。特に株式会社であれば。だって、有限責任ですから、別に会社を潰しちゃえばいいんです。いきなり、もううちは破産しますと。民再とか、会社更生法とかだったらまだましですけど、そういうことは多分、正直言って、予兆はできない。できる可能性はこっちは高いと思うし、この話は結構出てくるかなと思っているんで。先ほどの公立が2園になる、そのときどうするんだみたいな話は、これはもう喫緊に見えてくる話なので、ちょっと民間とかの保育園にもスムーズに受け入れられるような仕組み。そこはいろんな制度があって難しいと思うんですけど、多分そういったことをつくるのがいわゆるセーフティネットみたいなところになると思うので、そういうところの検討もお願いできればなというふうに考えています。

この中身はちょっと置いておいて、多分こういうことやるって、トップが私腹を肥やしたいとか、資金繰りがやばいか、どっちかだと思うんです。多分、後者のほうが高いと思っていて。じゃないと、こんなことをしないのでと考えると、さっきの、どの会社とかどの法人も結構ぎりぎりのところでやっているんだろうなと思っているので、ぜひそういったセーフティネットはつくっていただきたいなと思います。この話は僕は触れないでおきます。

○喜多委員

保育所の民営化に伴うリスクというものはずっと前から指摘されていて、それがまた 出てきたなという感じはしているんですけれども、セーフティネットをつくるのも大事 ですし、コンプライアンス委員会的なものを各企業がしっかり持ってもらって、ハラス メント問題なんかをちゃんとコンプライアンス委員会でやれるような企業。つまり、委 託する企業がちゃんとした労働条件を持てるようなチェックというのは大事かなと思う んです。

ただ、もうちょっと一般論で言うと、今、保育士と教員というのが非常に社会的に問われる時代になっているんですね。共通の問題として出てきているのが、不適切な保育とか不適切な指導という形で、厚労省も文科省も本格的に、今、全国調査をやっているわけです。共通して、保育士も教員も、今、何でこういう問題がいろんなときに出てくるかというと、やはり孤立していて、相談できないという。自分の悩みを相談できないという状況に今、教員も、あるいは保育士も追い込まれちゃっているんです。さっきお話のように、かつてだったら組合があったり、あるいは同僚制というものがあれば同僚で相談できるとか。そういうものが今、機能していない中で、やっぱり何とか保育士さ

んや教員が孤立しないような仕組みをつくるしかないと。

カウンセラーとかソーシャルワーカーはそういうところを、スーパービジョンという、スーパーバイザーがいるわけです。つまり、専門職だから、普通の一般の人たちが支えるのは難しいんですよ。専門職を支えていくスーパーバイザー、スーパービジョン制度みたいなものを考えていかないと、保育士さんもやはり孤立している部分とか。教員もそうなんですけどね。そこを今後。いきなり保育士のオンブズというのはちょっと無理だと思うんですよ。それは無理だけども、スーパーバイザー的なものをね。先輩格の保育士さんたちがそういう相談相手になれるような仕組みをつくるとか、支援センター的な。現場の先生たちが悩んだときに相談できるような支援センター的なものを。そこにスーパーバイザーがいるといいんじゃないかなというふうに僕は思うんです。当座、とにかくそういうようなものがないと、なかなかこういった事件が解決しないというかな。そんな感じがします。

- 含持会長 これがいいきっかけになって、そうした保育士さんを孤立させないような制度をぜひまた市のほうで、あるいは市に要望しながらつくっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- ○子ども家庭部長 保育課長からあるかもしれないですけど、先に。基本的に、ここまで問題が大きくなったことに対応するときにはセーフティネットを考えなきゃいけないというのはおっしゃるとおりだと思います。

ただ、2つだけちょっと前提条件としてお伝えしたいのは、保育は公定価格による委託費とそのほかの補助とかという仕組みと、あと、各経費をきちんと条件を満たさないと流用できない。人件費は人件費でちゃんと使わなきゃいけないとかという仕組みがかなり強く国によって整えられているので、そういう意味では、一般企業の事業活動に比べれば経営基盤が基金を整備するとかというのを含めて、しっかり取られる仕組みになっています。それでも、リスクがあるのか、ないかといったら、あるということにはなりますけど、まず、そういうある程度しっかりした仕組みの中にあるというのは御理解をいただきたいということです。

あと、喜多先生がおっしゃった相談とかということは、まず、各園でそれぞれの特色を生かしながらやってくださっているということがあります。それが機能しないことが 万一起きたときにどうなるかという心配なんですけど、この辺は今の新しい保育業務の 方針のほうでも、巡回相談のチームをつくろう、支援のチームをつくろうと思っていま すので、そういう中で、個別の先生もそうですし、運営側のほうとしてもその辺はつないでいける。また、そこには市のベテランの保育士とか現場の方が入るということを想定していますので、そういう形でいい形がつくれれば、それが各園の特色を生かしながら全体の質の向上につながるというふうにできたらというのが市の考えているところなので、そういうふうに考えていきたいと思います。

- ○水津委員 やっぱり急激に枠を増やしたことで、新しいのを。長年、市立保育園としてやってこられた方とは違う運営方法の部分がたくさんある中で、小金井はその新規の産業の参画した方たちも含めての保育を支えてくるようになっているので、想定外ということはもちろんあるかと思うんですけれども、それだからこそ、いろんな形での民間保育園の運営のための支援というのは、待機児童が少なくなった今、やっぱりそこら辺に力を入れて保育課としては運営していただきたいというふうに。それは結局子どもたちのためですので、そこは御理解いただいて、新しいことでもチャレンジしてやっていって、今、部長がおっしゃったような方向で進んでいっていただければというふうに本当に願っております。
- ○倉持会長 よろしくお願いいたします。

それでは、ちょっと時間もありますので、次の議題のほうに移りたいと思います。

一応8時半を目安にというふうに思っておりますけれども、続いて、次第(5)になります。「児童青少年課報告事項」をお願いいたします。

○学童保育係長 続きまして、児童青少年課から、(5)児童青少年課報告事項につきまして説明させていただきます。

資料がないので、民設民営学童保育所運営事業補助について口頭報告させていただきます。

民設民営学童保育所運営事業補助の考え方につきまして、令和5年6月12日に小金 井市議会の厚生文教委員会に報告をいたしました。

本事業の導入目的は、大規模化の解消と多様なニーズへの対応。

運営の基本的な考え方は、国の運営指針や市の基準条例を遵守していただくこととしておりまして、市の運営基準は参考といたします。

児童数は、40人規模で、2施設を予算化しておりまして、2か所募集する形で考えています。

対象児童は、市内の小学校1年生から4年生まで。障がい児も利用可能というふうに

考えております。

開設場所につきましては、大規模化している小学校周辺約500メートルを優先としておりまして、具体的に申し上げますと、小金井第一小学校、小金井第二小学校、小金井第四小学校、東小学校と、そんな形で考えているところです。

現在、6月30日に募集要項を、ホームページ、また、7月1日号の市報にも掲載して、今後、令和6年4月の開設に向けて準備しているところになります。

○ 倉持会長 ありがとうございます。今、民設民営学童保育所運営事業について説明がありました が、何か御質問はありますでしょうか。

それでは、次第の(5)を終了して、次の議題に入っていきたいと思います。大きな 議題になりますが、「「のびゆくこどもプラン 小金井」の進捗状況の点検・評価」の ほうに行きたいと思います。

事務局から資料を提出していただいておりますので、説明を受けたいと思います。よ ろしくお願いいたします。

○子育て支援係長 資料44を御覧ください。まず、資料の構成ですが、評価表1、2及び3に分けて おりまして、さらに評価表3につきましては重点事業のみと重点事業以外の事業に細分 化しております。

まず1枚目ですが、評価表1の教育・保育施設になります。こちらは幼稚園と保育所に関するもので、計画では第3章第2節に該当する部分となります。令和4年度と令和5年度の進捗状況を記載しておりますが、こちらは令和5年4月1日現在で令和5年度実績が出ることから、令和5年度の進捗状況を記載しております。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、評価表2の地域子ども・子育て支援事業となります。こちらはいわゆる法定13事業に関するもので、計画の第3章第3節に該当する部分となります。令和3年度と令和4年度の進捗状況を記載しておりますが、こちらは令和5年度が終了しないと令和5年度実績が出ないことから、令和4年度までの記載としております。

続きまして、4枚ほどおめくりいただきます。評価表3 (重点事業のみ) になります。こちらは計画の第4章「子ども・子育て支援施策の取組」掲載の中の、重点事業と位置づけた事業に関するものです。各事業について、令和4年度の実施状況と次年度に向けての課題、展望を記載しております。こちらも令和5年度が終了しないと令和5年度実績が出ないことから、令和4年度の記載としております。

続きまして、4枚ほどおめくりいただきまして、評価表3(重点事業以外の事業)になります。こちらは計画の第4章「子ども・子育て支援施策の取組」掲載の中の、重点事業以外の事業に関するものです。各事業について、予定どおりに進んだか、予定どおりに行かなかったかのどちらかを選択し、予定どおりに行かなかった場合のみ、その理由と次年度に向けての課題、検討内容を必須としております。なお、予定どおりに進んだ場合のコメントは任意としておりますので、記載のある項目とそうでないものがございます。また、こちらも令和5年度が終了しないと令和5年度実績が出ないことから、令和4年度の記載としております。

以上が各事業の担当課において行った点検・評価結果になります。

次に、子ども・子育て会議として点検・評価をどのように行うかですが、終着点としましては、昨年度と同様に8月に点検・評価結果の報告書をいただきたいというふうに考えております。評価結果の様式の委員意見欄に先日いただいた意見と、本日の審議を踏まえ、追加される意見があればそちらを追加する予定でございます。

続いて、資料45のほうを御覧ください。こちらにつきましては、資料44、事業進 捗状況評価表につきまして、5名の委員の方々から事前に御質問等をいただきました。 短い期間でしたが、御協力いただきまして、ありがとうございました。資料44の進捗 状況評価表に関しまして委員から御提出いただきました意見、質問等と、それに対する 担当課コメントを記載したものとなります。詳細につきましては資料を御覧ください。

○子育て支援課長 続いて、令和5年度の健康課事業につきまして、本日は健康課長が他の公務により 出席できませんので、私のほうで代読させていただきたいと思います。

説明は以上となります。

それでは、健康課から提出しております資料46を御覧ください。出産・子育て応援 企業概要でございます。

「1 目的」でございます。本事業は、核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題と言われております。そうした中で、本事業については、妊娠期から子育て期まで様々なニーズに即した必要な支援につなげられるように伴走型の相談支援を充実し、かつ経済的支援も一体的に実施することで、安心して出産・子育てができるよう支援することを目的とした事業となっております。

次に「2 事業内容」でございます。事業内容としては、出産・育児等の見通しを立

てるための面談等を行うことで伴走型相談支援の充実を図ることとしております。具体的には、妊婦面談、妊娠8か月アンケート、新生児訪問などを実施して、必要な支援につなげられるようにいたします。また、経済的支援としては、妊娠届出及び出産届出を行った家庭に対しまして、出産・子育て関連用品やサービス等に使用できる10万円相当のギフトを提供することとしております。

- 「3 事業開始日」でございます。本事業は、令和5年3月1日から実施しております。
- 「4 対象者」でございます。令和4年4月1日以降に妊娠・出産された方が対象者でございます。
  - 「5 実施方法」でございます。(1)から(5)の流れで実施しております。

具体的には資料47を御覧ください。「妊娠時から出産・子育てまでの一貫した伴走型相談支援と経済的支援について」という資料でございます。こちらの資料で説明させていただきます。

上段の小金井市の部分で、まず、妊娠期です。妊娠届出後に、妊娠中の過ごし方や出産に関する不安等への相談支援をするため、妊婦面談を実施して、面談時に出産応援ギフト交付申請書関連の御案内を行います。その後、出産応援ギフトを交付申請いただくと、5万円相当分の出産応援ギフトが送付されることとなります。

続きまして、妊娠8か月頃に妊娠8か月アンケートを送付いたしまして、面談希望者、 または市のほうで面談が必要と判断しました妊婦に対して面談を行うこととしておりま す。

次に、出産・産後でございます。出産後に、赤ちゃん連絡票を提出していただき、新生児訪問を実施いたします。訪問時に、出産後の育児の悩み等の相談支援や出産後に利用できる制度の御案内、また、子育て応援ギフト交付申請書関連の御案内を行います。 その後、子育て応援ギフト交付申請をいただきますと、5万円相当分の子育て応援ギフトが送付されるというふうになります。

これが一連の伴走型相談支援と経済的支援ということになります。

以上で事業概要の説明は終わります。よろしくお願いいたします。

○学童保育係長 続きまして、資料48について説明させていただきます。こちらは、放課後児童健全 育成事業の入所児童数等についてでございます。

資料向かって左側でございますが、こちらは令和5年4月1日現在の各学童保育所、

施設定員、入所児童数の一覧となっております。

右側のほうを御覧ください。右側の表につきましては、「のびゆくこどもプラン 小金井(第2期小金井市子ども・子育て支援事業計画)」に掲載されております量の見込みと、確保の内容と、同じ表の中に令和2年度から令和6年度までの見込みの数値に対しまして令和5年度までの実績の数値を付け加えた表となってございます。

そして、令和5年度の実績についてなんですが、平均利用人数予測の行を御覧ください。利用調査を実施したところ、低学年の利用人数が1,209人となっておりまして、確保の内容が1,120人ということで、確保の内容と比べますと上回っているような状況となっております。

過去の子ども・子育て会議の議論でもございましたが、確保の内容に対しまして育成 室が不足しているというような状況は、担当としましても非常に重要な課題と感じてお ります。学童の大規模化への対応というのは今後も早急に対応しなければならないと感 じているところでございます。

以上です。

○倉持会長 ありがとうございます。今、事務局のほうから、事業進捗状況評価表について、それ から関連資料についての御説明がありました。御質問、御意見をお願いいたします。ま た、資料45のほうには事前に御質問いただいたことへの回答が書かれておりますので、 これについても、もし重ねて御質問、御意見がありましたら、よろしくお願いいたしま す。

では、進捗状況評価表1、それから2、これについてはいかがでしょうか。

○宗片委員 御回答ありがとうございます。私が質問した中で、ファミリー・サポート・センター についてです。2枚目の6の10なんですけど、ファミリー・サポート・センターの利 便性に関して課題や対応策があればということで、私も使用したことがあるんですけど、 事前に家庭支援センターを通して連絡して、何か先方の方と連絡してみたいなので結構 時間がかかったりとか。2日前とか3日前に連絡してくださいとなると、保護者として はもうあした使いたいとかというときに使えなかったりしてしまって、私は結構民間の サービスを使ったりとかしていたんですけど、その辺を少し、すぐに使いたいというと きに使えるようにしていただけると非常にありがたいなと当時から思っていたんです。 その辺、何かもっとこうするといいというふうな改善策みたいなものがあれば教えてい ただきたいなと思って質問させていただいたんです。

○子ども家庭支援センター長 回答させていただきましたとおり、ファミリー・サポート・センター事業は地域のボランティアとして実施しており、使いたい方も地域の方、御協力していただく方も地域の方ということで、ルールとして、間にマッチングを仲介するファミリー・サポート・センターの職員が入り、連絡を受けてという仕組みで、双方に無理が生じさせないようにやらせていただいています。そのため、ぱっと使いたいときにひと手間かかってしまうという御感想があったのかなというふうに感じたところです。どうしても間に入らないでトラブルになってしまうと、対応が難しいということもありますので難しいのですが、もうちょっとスピーディーにやり取りができる余地があるかどうかというのは、アドバイザーと相談してみようと思います。

○宗片委員はい。結構です。

○倉持会長 ほかにはいかがでしょうか。

それでは、次の状況評価表3についてはいかがでしょうか。重点事業のところについてですけれども。お願いします。

○宗片委員 7ページのところです。いじめの対策システムについて、実態調査の実施をしたか、しないかというよりは、何件かをここに書くのが重要なんじゃないかと思っていて、閲覧できるのでそちらを見てくださいというのは、何か。例えばオンブズパーソンとかそういう事業をやっているわけであって。スクールカウンセラーであったりとか。そういうことがあったおかげでいじめの数が減りましたとか、そういう評価をするためにここに数字があることが大事なのかなと思って、ここに数字を書いたほうがいいんじゃないですかというお話なんですけど、そこに関していかがでしょうか。

○子育て支援課長 そうですね。すみません。

計画書における記載につきましては次期計画の中で検討していくことになると思いますが、今日は担当の指導室が出席しておりませんので、今御質問いただいたことに関しては担当課のほうにお伝えして、委員の皆様には何らかの形でお示しできるようにしていきたいと思っております。

○倉持会長 よろしくお願いいたします。

素朴な質問なんですけれども、7ページに移動式赤ちゃん休憩室というのがあるんですが、貸出しくださるという、これは。重点事業評価表3の7ページになります。移動式赤ちゃん休憩室というのはどのようなものでしょうか。

○子育て支援係長 赤ちゃん休憩室といいますのは、いわゆる屋外とかのイベントで、授乳スペースだ

ったりとかそういったところがないような環境下で、テント式になるんですけれども、 テントの中にちょっとした授乳スペース、あとはおむつ替えとか、そういったものがで きるような、ちょっとしたベッドであったりだとか、簡易式のチェアというんですか、 そういったものがセットになっておりまして、イベント時に希望があれば貸出しをさせ ていただいております。

- ○倉持会長 結構大きいもので、運搬も市のほうでしていただいてということですか。
- ○子育て支援係長 基本的に庁舎のほうに車で取りに来ていただいて、車までは当然、市の職員のほうでサポートしながらお貸しするということになります。あとは、組立て式になりますので、何かそういったところで、説明書とかも当然ついてはいるんですが、場合によっては我々職員のほうでサポート等もさせていただいております。昨今、コロナ禍でなかなか貸出し状況というのが芳しくなかったところであるんですが、昨年につきましては市のホームページとかツイッターとか、あと市報も活用しながらちょっと広報させていただきつつ、少しずつですが、御利用をいただいているというふうな状況です。
- ○倉持会長 これは1つ。ワンセットあるということですか。
- ○子育て支援係長 そうです。ワンセットございます。ただ、ワンセットでないと貸し出せないという ことではなくて、例えばなんですけど、屋内で会議室みたいなスペースでの御利用とい うことであれば、簡易ベッドなり簡易チェアだけを貸し出すことも可能です。
- ○倉持会長 ほかにはいかがでしょうか。
- ○喜多委員 子どもの居場所の中で、中高生の居場所の問題というのが第5次基本構想の中でも取り上げられているというのを回答いただいているんですけれども、小金井市の場合、居場所の視点や子どもの権利条例の枠組みの中で、居場所の事業や、あるいは相談・救済事業というのはかなり充実してきたと思うんです。ただ、やはりちょっとまだ物足りないのが、子どもの意見表明・参加の部分の仕組みづくりというのが小金井市はちょっとまだこれからという。特にこども基本法が施行されて、意見表明・参加は、子ども施策をつくるときに、あるいは実施する、あるいは評価する、この委員会も評価するときに子どもの声を反映するということはもう必須になっちゃったんですね。11条で法的義務になっているので、何とかそういう意見表明・参加の仕組みを今後つくっていくことが大事じゃないかと。居場所も大事だし、相談・救済も大事なんだけど、子どもたち自身が声を上げられる、あるいは社会参画できる、そういう仕組みをどう整えていくかというのは今後課題かなと。

先日、児童館職員の研修のお手伝いをさせていただいたときに、5つある児童館のう ち2館で夜間開館していて、そこに中高牛の居場所を確保しているという話を伺って、 ここをもうちょっと拡大できないかなと思って、今回のこれを見ましたら、2の3のと ころ。ページでいうと、8ページの左側なんですけど、中・高生の児童館夜間開館が入 っているんですが、余暇活動となっているんですね。余暇活動支援という形で中高生の、 言わば児童館夜間開館について、何かちょっと、せめて中高生の居場所支援というふう に。そういう枠組みの中でならいいと思うし、僕は、もうちょっと進めば、杉並区のゆ う杉並とか、あるいは茅野市のCHUKOらんどチノチノとか、中高生の参加の拠点、 意見表明・参加の拠点をつくっているわけです。だから、そういうところが1つあると、 そこから政策に対する子どもたちの声を受け止めていく、そういう核になる施設、拠点 があると、非常に聞きやすいというようなところがあるので、ぜひ児童館事業を、余暇 ではなく、できれば居場所だけではなく、意見表明・参加の拠点施設として児童館を一 つの柱にできないかと。もちろん、学校という枠が、生徒会とかある。もちろん教育委 員会のほうではそこを念頭に置かれているけれども、やはりまちづくりですね。地域、 まちづくりの拠点としては、やはり児童館あたりが。もうちょっと中高生が関わりやす いような。これはもちろん職場の人的条件や施設の条件が整わなければ駄目ですけれど も、しかしながら、そこのところをもう一押しやってくれると、参加の仕組みに発展し ていくのではないかということをちょっと申し上げておきます。

- ○倉持会長 児童館が意見表明の、子どもたちが提言する場となるために何が……。
- ○喜多委員 今、意見箱みたいなのは入っているんです。意見箱もいいんだけど、やっぱり子ども たち自身が対話できるような。言わば子ども会的な、対話型の、子どもたちが話し合っ て意見を言えるような。学校では生徒会というやり方もあるんだけれども、もうちょっ と自由な立場での、地域の中の子どもたちも集まれる場というか、話し合える場をつく っていくということはあっていいかなと思っているんですね。
- ○倉持会長 そういうことが子どもたちができるというようなことを職員の人たちがよく知っているという。職員の研修が必要だと。
- ○喜多委員 それはそういう子ども参加を支えていくファシリテーター、最近ではアドボカシーという形で、子どもたちの意見表明を支援する支援員という、国の制度でアドボケイトの制度がどんどんつくられてきているわけで、放っておいても今の子どもたちが意見を言ったり参加してくる時代ではないので、やっぱり大人の側が支えていく仕組みを考えて

いくしかないかなと。もちろん児童館の職員がそういうファシリテートできる力を持ってほしいけど、しかし、場合によっては専門のそういう新しい職種を考えるということも、今回子ども参加の仕組みを考える場合、そういうところもカバーできるといいかなと思います。

- ○倉持会長 ありがとうございます。今の御意見に何かあれば。
- ○児童青少年課長 児童館事業についてです。子どもの参画・意見表明についての御意見ですが、確かに児童館は現在夜間開館ということで中高生の居場所事業を実施していますが、こういった場所があり、みんなの使える場所があるよというところを広めていくというところは、学校などの協力も得ながら広報などには努めているところですが、全館ではなく、2か所で実施というところもあり、また、職員体制の問題などもありますので、今後どういうふうな形で進めていくのかというところの検討も必要ですし、また、知ってもらって利用してもらうというところにもつなげていくことも課題というふうには捉えております。

あともう1つ、子どもの意見表明というところですが、児童館では毎年、全児童館の合同事業を実施しております。その事業の実施に関しましては、子ども会議というものを開催しまして、子どもたちがどんなことをやりたいか、どんなふうにやりたいかといった意見を児童館職員がサポートしながら進めています。子どもだけですとなかなかまとまり切れないというところもありますでしょうし、意見が出にくいようなところも最初はあるのかもしれません。そうしたところに児童館職員がうまく入りながら、子どもたちの意見を聞きながらできあがったイベントというようなことになっていくと思うんですけれども、そうしたものを実現しているというような状況も現在ございます。

児童館の意見箱というところも先ほど喜多委員のほうからいただきましたが、意見箱にいただいた意見などは児童館に掲示したりして、こんな意見がありましたというふうな形でみんなが見られるような工夫などもしておりますので、意見の取り方というところで、確かにファシリテートというところで児童館職員がどこまで今の段階でできるのかというところはあるんですけれども、児童館職員に関しましては、児童厚生員という専門の職種として業務に携わっております。この間、喜多先生に講義いただいておりますので、そうした研修なども受けながらスキルを高めていくように努めていければというふうに考えております。

○子ども家庭部長 喜多先生御指摘の子どもの意見表明をどうするかというのは市全体の課題でして、

市の施策、事業全体をどうするのかというのはまだこれからというところでございます。 ただ、まず1つは、のびゆくこどもプランが来年度検討に入って、今、そのコンサル タントの支援委託の契約、その辺を進めていますが、その中でもそういう取組が必要と いうのが1点。

あと、喜多先生は御存じのことですが、子どもの権利のシンポジウムに関連しまして、 そういうふうな子どもをテーマにするものとか、あと、委員として、学芸大のOECD の意見表明の取組をされている松尾先生に御協力もいただいていますけれども、そうい うふうな御協力を得ながら、ファシリテートのことも研究して、生かせるようにという 準備をしていると。まだ、どう具体化するかというのはこれからなんですけど、一応そ ういう下準備というか、そういうのを進めているところです。

その上で、のびゆくこどもプランが来年度、その1年後に、明日の小金井教育プランと言っていますけれども、教育振興基本計画ですね。あと、長期総合計画の策定年度などにつながってまいりますので、そういう意味でも、のびゆくこどもプラン、または新こども計画のほうからそういうのにつなげていくという形が見えているところでございますので、つなげていきたいと考えているところです。

- ○倉持会長 ありがとうございます。
- ○子ども家庭部長 はい。御協力をよろしくお願いいたします。
- ○倉持会長 ほかにはいかがでしょうか。
- ○宗片委員 資料48ってまだ質問していいですか。
- ○倉持会長 はい。
- ○宗片委員 資料48の学童入所児童数なんですけれども、たまむしとか、さわらびとか、たけと んぼとか、定員に対して、もう1.5倍以上になったりとかしているわけです。それから また、暫定で第3とか第4学童をこれからつくっていく。
- ○学童保育係長 こちらにつきましても、次年度の見込みが、教育委員会から情報提供をいただき次第、 そちらを算定して、緊急性の高いところから第3を開くというところに、実現できるか どうかも含めて、検討してまいりたいと考えております。
- ○宗片委員 第3学童を開所するとしたら、いつぐらいに決まるんでしょうか。
- ○学童保育係長 実際、最終的に学童の申込みを経て人数が把握できる形となります。そこで確定していく形になるので、まず見込みで動いていくんですけれども、実際の申込みを受けて、最終的に必要なところで確定させているという流れで動いています。

- ○宗片委員 そうすると、年明けとかにやっぱり。
- ○学童保育係長 そうですね。皆様にお伝えできるのはそういう形になります。
- ○宗片委員 あともう1点なんですけど、今、学校の増改築とかを計画されていると思うんですけれども、それによって定員ってどれぐらいになりそうなんですか。見込みというものがあったら教えていただきたいと思います。
- ○児童青少年課長 学校の増改築によって何の見込みでしょうか。
- ○宗片委員 学童保育を学校の中につくるというのが、多分、一小とかはそういう計画が立っているんじゃないかと思っていたんですが。緑小も増改築で学校内に学童保育のスペースをつくりましょうという話がたしかあったと記憶していて、それでどれぐらい定員が増えそうなのか、もし分かっていたら教えていただきたいと思います。
- ○児童青少年課長 増改築に伴う学童保育というところなんですけれども、この間、小金井市の子どもの人数が増え、児童数も増加し、教育委員会や学校に御協力いただきながら学童保育所の利用者数が増えていく中、暫定の学童保育所というところで御理解いただきながら運営しているようなところです。学校のほうも、35人学級の実施であったりとか、児童数自体が増えているというところで、普通教室の確保が非常に難しくなっているという状況の中で、いろいろな連携をしながら、御協力いただきながら進めているような状況がございます。

そうした中で、次の増改築を予定しております学校の学童保育所の人数というところは、まだ実際のところ、積算というんでしょうか、今後どのように運営していくかというところからなので、学童を予定しているような学校もございますが、人数というところはこの場でお答えできるようなものは今は持っておりませんが、引き続き、暫定学童の利用者数を見ながら確保に努めていくことになるのではないかなというふうには考えておりますが、教育委員会との調整や学校のほうとの調整というところも必要ですので、すみません、この場で確定的なことはちょっと控えさせていただければと思います。また分かりましたら、皆様のほうには適宜御報告をさせていただきたいと思いますので、御理解いただければと思います。

○倉持会長ありがとうございました。ほかにはよろしいでしょうか。

○谷村委員 すみません、資料44全体を通してなんですけど、アクションとなっている項目が、 例えば、これから引き続き検討していく、何とかしていくという期限が一切書いていないんですけど、期限の認識としては1年後という認識でやられているんでしょうか。普 通、何かこういうアクションがあったときって、6月末をもって期限として検討していくとか期限があるものだと思うんですけど、そういうところというのはどういう認識なのかなと。いろんなものを全体を通して引き続き何とかやっていく。で、来年また見たら、引き続き検討していくとかとなっていたら、いつ検討が終わるのというのがあるので、ちょっとそこら辺の期限の記載なり何なり、ないようでしたら認識を持ったほうが分かりやすいかなと思います。

- ○倉持会長 何か。お願いいたします。
- ○子育て支援課長 御意見ありがとうございます。基本的には、のびゆくこどもプランが、今、第2期でございまして、令和3年度から令和6年度までの計画というようになってございますので、その期間で掲げた目標については達成できるようにというところではございますが、いろいろ、なかなかこの期の中では実現できないというものも出てくるかもしれませんが、これを目標として立てておりますので、この計画期間で、この計画に沿って進捗をしていくというふうには考えているところです。また、先ほどちょっと部長のほうからもありましたが、次の計画に向けて、今年度はニーズ調査なども行っていく予定でありますので、改めて、各事業に関してといいますか、そういったニーズの把握もしながら、計画を見直すべきところは見直す、足りないものはまた足していくというようなことで、次期計画策定に向けて、その辺りは課題提起していきたいなというふうに思っているところです。
- ○谷村委員 というと、5か年計画の次の5か年計画が始まるまでに検討しているという、検討期 限はそういうイメージでいいですか。
- ○子育て支援課長 そうですね。まずはこれが6年度までの計画というところで、今、動いているので、 またその次の5年後に向けて今年度から動き出しますので、この5年間の計画ができた のか、できなかったのか、やっぱり見直しが必要なのかどうかというところを、今年度 からちょっとそこは始めていくというところになります。
- ○子ども家庭部長 今申し上げたのは、この進捗管理は毎年やっていますので、今年検討すると書いた ものは少なくとも今年1年で検討して次に反映するというのが基本です。
- ○谷村委員 全ての期限は1年後ということで。
- ○子ども家庭部長 それが基本で、年度途中にやれるものはやっていくんだと思いますけれども、これ は令和4年度の評価ですので、令和5年度中にするのもあります。少なくとも来年度の ところでもまた同じ評価をしますから、検討結果としては反映されるのが基本になりま

す。

- 倉持会長 また新しいのびゆくこどもプランをつくって、そこに、できたもの、できないもの、 計画の立て方が悪かったのか。
- ○子ども家庭部長 持ち越されるものもあるかもしれないのと、ちょっと読んでいただくと、コロナの 影響もありますけど、実数と計画数に乖離があるものとかもありまして、その辺は次期 計画のところでは目標なのか、それとも供給量というか、需要のほうなのか、ちょっと その辺を考えるものは一部あると思います。
- ○谷村委員 例えば、重点事業のみの評価表3の認可外保育施設の負担軽減に関する事業があると 思うんですけど、7枚目の真ん中の2番というところに「引き続き事業周知に努めると ともに、さらなる保護者負担軽減についても検討する」とあるんですけど、この検討と しては、検討しました、ちょっと考えましたで、実際実施されるとしたら次の5か年計 画が始まったところが、やっとこさ軽減が利用者にされるようなタイミングという認識 でよろしいですか。年度ごとに検討して、来年度から負担を補助してあげようという流れで時間軸ではなくて、5年ごとの時間軸で実施しようかというような。
- ○保育課長 計画全体のPDCAの回し方というところは先ほどの答弁なんですが、この項目に関して言えば、認可外保育施設の利用者の利用料金への補助の業務になっています。そちらについては現在、国も都も補助をやる中で、市のほうでどれだけ上乗せをするかによって、その補助額というのが各自治体のカラーというか、違いになってきます。手前みそですが、小金井のほうはかなり近隣市に比べると市単独で上乗せの金額を多めに乗せておりまして、利用負担の軽減の金額、補助の助成金額については多めでやっているのが実態でございます。そちらについては、近隣市との兼ね合いも含めまして、あとは利用料金の相場、あとは認可保育園自体もこの10月から保育料の第2子無償化とかも始まりますので、そういった部分で国制度、都制度が変われば、随時アクションとしては起こしていくのが実態となってございます。

ですので、計画上は基本的にこういった形で検討をしていく部分で表記はしていますが、外的要因で取組内容が変わるものは、現時点、随時行っているのが実態となりますので、今年度についても保育料の第2子無償化に併せまして、この認可外の施設の利用補助、国制度等が変わりましたら、秋に向けて、もう変更の準備を進めているのが実態としてございます。ですので、計画上のPDCAとは別で、計画にはないけれども、随時、国制度、都制度で変わるようなものの臨機応変に対応は、この項目に関して言えば

起こしているというのは御理解をいただければと思います。ちょっとこの表示はそういったアクションが読み取りにくいという部分は御指摘として承りたいなと思います。

- ○谷村委員 外的要因によってPDCAのサイクルというのが変わるというのは理解します。ただ、 やっぱりこのPDCAのサイクルがどういうサイクルで動いているのかというのに関す る言及があったほうが分かりやすいかなという。
- ○倉持会長 多分、表のところは、見やすさとか、修正が必要なところもあるのかもしれないので、 そういうところが次期ののびゆくこどもプランのほうで変更できたら、できるものはし ていったらというふうに思います。国の基準でどうしても変えられないところもあると 思うんですけれども、小金井独自で変えられるところは変えていっていただくというよ うに思います。

それでは次第の(6)は以上とします。

次に次第の(7)「その他」を議題とします。委員の皆様から、何かございましたらお願いします。

- ○谷村委員 すみません。前の期から、ちょっと僕、個人的な意見としてずっと挙げさせていただいているところなんですけど、予算配分とか予算進捗状況というのもあったほうがいいのかなとは思っています。どのぐらいの予算を使って予定していて、どのくらいの予算を消費したのかというのはちょっとあったほうが分かりやすいというか、それも必要だろうと。事業を評価する上で。ちょっと人によって多分必要じゃないと思う方はいらっしゃると思うんですけど、僕個人的にはお金の話はなくてはならないとは思っています。
- ○倉持会長 それは毎年の事業評価のほうに。
- ○谷村委員 そうですね。幾ら予算がついて、幾ら消費したのか。使わなかったのか、使ったのか、超過したのかというところで。という意見なんですけど、元をたどったところで、昔、別の事業に関して、この委員になる前に話をしていて、いろいろ働きかけをしたときに、予算の都合上できないというような意見というか、そういう市の御回答をいただいたことはあるので、予算の都合上できないと言ったら、予算を全て明らかにすべきだと思っているので。あくまで、まずは予算を全部載せてほしいなと思っています。
- ○倉持会長 何かありませんか。ちょっと検討事項という形で。
- ○谷村委員 正直、進捗が思うように進まなかったりとかそういうことがあったときって、明らか に究極的に僕はお金で全て解決できると思っていますので、人的リソースが足りなかっ たら、お金を払っても人を確保すればいいだけで、根本的にそれができないような予算

体系だったら、そもそもお金がなくて無理だというところもあると思います。やりたいこと、やってほしいことというのは5万とあって、皆さんいろんなことは言われると思うんですけど、限りあるところというところはそういうのがあるので、限りあるところというのはやっぱり認識合わせの数字としてはそれが絶対必要だと思っています。

- ○水津委員 やっぱり一つ一つの予算というと財源がいろいろだったりするので、非常に厳しいと 思うんですよ。これ全部出すというのは。なので、例えば子ども・子育て予算の大まか なもので、ここにはどのぐらいとかという、大きな配分ぐらいだったら可能かなとは思うので、お願いはできるのかなと思います。予算がこのぐらいで、保育事業にこのぐらい、例えばその他の事業にこのぐらいとか、保健事業にこのぐらいみたいな感じの雰囲 気だったらば、見せていただくことは可能。大変でしょうけど。大変でしょうけどというのはつきます。
- ○谷村委員 前期の子育て会議かなんかのときに、予算の表って一回見たことがあって、保育事業に何億だか使って、この事業に何億使ってという。
- ○水津委員 それは要求したから多分出していただいたんだと思います。
- ○谷村委員 それは出せないものではないという。
- ○水津委員 そのことだったらね。でも、ほかの全部の事業に関してとなると、やっぱりすごい細かいので、難しいかなと、ちょっと私は個人的には思っているんですけど。結構な労力をかけることになるから。
- ○谷村委員 前の課長さんにもちょっと言われて、大変だよとかと言われた記憶はあるんですけど。でも、そもそも一個一個の事業に対して進捗を考えるのに、PDCAも何も、予算、日程、やらなきゃいけないことというのは全てあるものじゃないと。それがないところでどうやって進められるのかというのが個人的には疑問があります。
- ○倉持会長 ありがとうございます。そういう意見があるということで、実現可能性も含めて。
- ○子ども家庭部長 水津委員から言っていただいたのが近いんですけど、市の予算の持ち方って、例えば消耗品費とか需用費とかすごく細かく分かれていて、それは按分しにくかったりする部分があります。ですので、ここに載っている事業を細かく分けるとかというのは多分困難なんです。郵便料はまとめてしか持っていないとかというのがありますし、あと、人件費は別扱いなので、その分がカウントできないとかという部分があります。ただ、その中で、お金のデータとして、またはある部分で大きなまとまりの中で、どういうお金の使い方をしていて、行政の言葉だと執行状況といいますけれども、使ったのか、残

ったのかとかというのをお知りになりたいという趣旨だと思うので、ちょっと研究をさせていただいて、以前出させていただいたものを含めて、出せる範囲のものというところだと思うんです。これを個別にやるのだと、一度、行政評価でやろうとして、僕が行政経営担当課長の頃なんですけど、すごい難しかったんですね。結局、適当な按分になってしまいがちだという怖さもあるので、かえって正確さがなかったりするんですけれども、その辺を少し考えさせていただいてということで、細かく出すのは難しいということはまず申し上げられますけど。

- ○谷村委員 前も同じことがあったような。何かデジャブを。個人的には、ふざけるなとか、あれをやれとかと言う立ち位置ではなくて、限られたリソースがある中で、皆さん限られた中で最大限やられていることは承知でといったときに、あれもこれもそれもとやらなきゃいけないときの優先順位づけということが絶対あって、その優先順位づけには一つの重要な指標だと思いますので、あったほうが多分。それがなかったら、申し訳ないですけど、この事業の進捗が芳しくないとかいろいろあった場合、我々のほうとしては多分、一度やれよとしか言えなくなくなると思うので。
- ○倉持会長 御意見ありがとうございます。検討していただけたらと思います。それでは、最後に事務局から次回の日程についてお願いいたします。
- ○子育て支援係長 次回の日程ですが、事前にメールにてお伝えしておりますとおり、8月9日水曜日 になりますけれども、すみません、いつもより30分遅くなりますが、19時から、こちら、同じく801会議室にて開催する予定ですので、よろしくお願いいたします。
- ○倉持会長 意見などがあったらまた送っていただくという。
- ○子育て支援係長 はい。本日欠席されている委員もいらっしゃいますので、また事務局のほうから改めてメールにてアナウンスはさせていただきますが、次回、今任期の最終回ということになりますが、そちらのほうで、令和4年度の進捗状況確認に関する報告書というものを子ども・子育て会議のほうから市長へ報告として上げさせていただきます。ですので、本日御議論いただいた中身もそうですし、事前の質問でいただいた中で御意見、御要望いただいたところも反映させていただきたいと思います。併せまして、本日以降、追加で掲載したいものがあれば、またそちらの募集の期間を設けさせていただきますので、その間に意見、要望等をお出しいただければと思います。
- ○倉持会長 皆様、御協力をよろしくお願いいたします。それでは、これで会議のほうを終了したいと思います。